

平成29年度特別委員会(案)について

会派名	名称	所管事項(調査内容)
新政みえ	障がい者差別解消法施行され、三重県においても、相談窓口や差別解消地域支援協議会設置等、取組が進められているが、全国の取組状況や県内の実態を調査し、「合理的配慮」の県民への周知・啓発や、その実践をより前進させるための条例を策定する。	
	三重県版DMO調査特別委員会	選ばれる三重県をめぐり、DMOを推進するために、地域カード等を含めて調査する。
	働き方改革調査特別委員会	長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進、プレミアムフライデーへの対応など県内企業・団体や県・市町における取組の現状と課題を調査する。その際、三重労働局の取組についても併せて調査する。
自民党	スマートフォン影響調査特別委員会	スマートフォン使用による歩行者、運転者への悪影響や児童生徒の学力への影響を調査する。
鷹山		なし
公明党		なし
日本共産党	三重県下の各企業(事業所)の①最低賃金、賃金の底上げや格差是正、同一労働同一賃金など均等待遇の実現、サービス残業の一扫、労働時間の上限規制など、ブラック企業をなくし、本物の働くルールを確立する取組を本気で飛躍させる取組について②人間らしく働くのにふさわしい公正適正な賃金制度の確立について(真の同一価値労働、同一賃金の確立、最賃の大幅引き上げ、賃金の社会保障をセットで)調査する。	
	働き方改革調査研究特別委員会	
能動		なし
大志		なし
草の根運動いが	ダイバーシティ社会推進調査特別委員会	男女共同参画、ワークライフバランス、障がい者、多文化共生、LGBT等の課題や、市町や企業、NPO等の連携を調査する。
		なし
青峰		なし

## 特別委員会の設置等について

平成 21 年 5 月 8 日 代表者会議決定

平成 22 年 3 月 12 日 代表者会議改正

平成 23 年 5 月 9 日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

## 1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

## 2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

## 3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

## 4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することができるものとする。

## 5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

## 平成19年度以降の特別委員会設置状況 ※( )内数字は定数

19	20	21	22
地域活性化対策 調査特別委員会(11)	地域間格差対策 調査特別委員会(12)	地域経済活性化 対策調査 特別委員会(13)	地域主権調査 特別委員会(13)
南北格差対策 調査特別委員会(13)	NPO等ソーシャル ビジネス支援 調査特別委員会(12)	地域雇用対策 調査特別委員会(13)	新エネルギー調査 特別委員会(13)
子育て支援対策 調査特別委員会(12)	救急医療体制 調査特別委員会(12)		
県立病院等調査 特別委員会(13)	食料自給対策 調査特別委員会(13)		

23	24	25	26
東日本大震災に 関する復旧・復興 支援調査特別委員会 (13)	スポーツ振興対策調 査特別委員会(9)	新エネルギー等活用 調査特別委員会(9)	障がい者雇用促進調 査特別委員会(9)
	議員提出条例検証特 別委員会(9)	「実はそれ、ぜんぶ 三重なんです！」連 携調査特別委員会(9)	
	選挙区調査特別委員 会(13)	選挙区調査特別委員 会(13) <24年度か ら継続>	

27	28
人口減少対策調査特 別委員会(13)	子どもの貧困対策調 査特別委員会(9)
	サミットを契機とし た地域の総合力向上 調査特別委員会(9)
	選挙区調査特別委員 会(15)

